

上場株式等の配当の申告方法の変更および譲渡損失との損益通算の特例の創設

21年度の税制改正により、21年分(市民税・都民税は22年度の申告)の上場株式等に係る配当所得の申告は、次の通り選択できるようになりました。①総合課税を選択 ②申告分離課税を選択 ③配当分についての確定申告をしない(①③のいずれかを選択するかによって、国民健康保

除税、後期高齢者医療保険料、介護保険料に、影響が生ずる場合があります。確定申告時に「申告分離課税」を選択した場合、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得の金額の損益通算が可能になりました。詳しくは東村山税務署 ☎ 042-394-6811へ。

「せせ税理士」に注意ください

無資格者が、税金の相談や申告書の作成、税務の代理をするのは、法律で禁じられています。詳しくは東京税理士会 ☎ 03-3356-4476 または同会ホームページを参照してください。

東京税理士会ホームページアドレス <http://www.tokyozeirishikai.or.jp>

夜間・休日納税相談窓口を開設します

市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険、後期高齢者医療保険料等の納め忘れはありませんか。仕事などで平日の相談が困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。なお、納税証明の発行はできません。

夜間納税相談窓口

【日時】2月23日(火)・24日(水)のいずれも午後8時～午後4時
【会場】夜間・休日のいずれも納税課(市役所2階)
※休日窓口の際、確定申告の受け付け、申告相談はしておりません。
詳しくは同課 ☎ 470・7730へ。

休日納税相談窓口

【日時】2月27日(土)・28日(日)のいずれも午前9時～午後4時
【会場】夜間・休日のいずれも納税課(市役所2階)

「緑確保の総合的な方針(案)」の公表および意見を募集します

減少傾向にある樹林地や農地などの既存の緑を、将来に引き継いでいくための施策を明らかにするため、昨年来、東京都と市区町村が合同で「緑確保の総合的な方針」の策定に向けての検討を進めてきました。このほど、同方針(案)を作成しましたので、皆さんのご意見を募集します。同方針(案)は、2月23日(火)から、次の窓口やホームページでご覧になれます。

【閲覧場所】ご意見の送付先
①都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課(都庁第二庁舎2階) 〒163-8000 1、新宿区西新宿2ノ8ノ1、ファクス(03)5388-1351
②市環境政策課(市役所5階) 〒203-8555、本町3ノ3ノ1、ファクス(470)7809

【意見の提出方法】3月24日(水)までに、標題「緑確保の総合的な方針(案)への意見」と記載し、①住所②氏名③年代(例120代)④意見を記入の上、都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課または市環境政策課まで、郵送(消印有効、ファクスまたは電子メールで提出してください)(電話での受け付けはできません)。
なお、いただいたご意見などは、都市区町村で検討いたしますが返却や個別の回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

詳しくは都緑地景観課 ☎ 03-5388-3264 または市環境政策課みどり公園担当 ☎ 470-7753へ。

住基カードと電子証明書発行の休日窓口を開設します

2月20日(土)と27日(土) 午前9時～午後1時

住基カードは公的な身分証明書として使用できます

住基基本台帳ネットワーク(以下、住基ネット)が稼働して6年が経過しました。住基ネットに登録されている本人確認情報は、国の行政機関や地方公共団体で活用されているので、「旅券発給申請時に住民票の添付が不要となる」



国民年金保険料の納付はお得な口座振替をご利用ください

国民年金は、一度度分・半年分の保険料をまとめて払うことができ(前納)、口座振替を利用するとさらに

お得になります。前納には、4月～翌年3月の1年分の保険料の前納と、4月～9月分、10月～翌年3月分の半年前納があります。また、口座振替の場合、その月の国民年金保険料は翌月末に指定口座から引き落とすようになりますが、当月末に納付することによって月々の保険料が50円割引になる早割制度もあります。なお、22年度の国民年金保険料額は1万5100円で、1年前納により3800円の割引となります。口座振替による1年分・半年分の前納制度または4月分からの早割制度を希望する場合は、口座振替申出書に必要事項を記入・押印(金融機関の届出印)の上、蔵野年金事務所へ提出してください。

なお、口座振替が開始されるまでに2カ月程度かかりますので、確実に口座振替を行うために、2月中の手続きをお願いします。口座振替に関して、詳しくは蔵野年金事務所 ☎ 0422-56-1411へ。

身体障害者福祉法における身体障害者に「肝臓機能障害」が追加されます

4月1日から身体障害者の対象に「肝臓機能障害」が追加されます。これにより、肝臓機能障害が身体障害者手帳の交付対象になるとともに、



肝臓移植術および肝臓移植後の抗免疫療法とこれに伴う医療が自立支援医療(更生医療、育成医療)の対象となります。また、身体障害者手帳を取得した場合、さまざまな障害福祉サービスが利用でき、等級や年齢によって、都の心身障害者医療費助成制度や心身障害者福祉手当などを受けられる場合があります(所得制限あり)。

【対象】次の通り
①認定基準に該当する肝臓機能障害のある方

②肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方
【認定基準】肝臓機能障害の重症分類であるChild-Pugh(チャイルド・ピュ)分類によるグレードC(重症)に該当する状態が3カ月以上継続している方が、概ね身体障害者手帳の交付対象となります。ただし、認定にあたっては、6カ月以上の断酒と積極的治療の実施が条件となります。

※申請のためには、90日以上の間隔をおいた2回の検査が必要となります。
※Child-Pugh分類とは肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値によって、肝臓機能障害の重症度を評価することです。
※補完的な肝臓機能診断、病状に影響する病歴、日常生活活動に関する症状を合わせて評価します。

ご自身の症状および状態が認定基準に該当するかどうかについては、かかりつけの医師等にご相談ください。

納税にご協力ください

3月1日(月)は、固定資産税・都市計画税第4期、国民健康保険税第8期、後期高齢者医療保険料第8期の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。詳しくは納税課 ☎ 470-7729へ。

都都市整備局ホームページアドレス <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp>

都緑地景観課メールアドレス S0000169@section.metro.tokyo.jp

市環境政策課メールアドレス kankyoseisaku@city.higashikurume.lg.jp